

○国立大学法人埼玉大学教育機構日本語教育センター 日本語研修コース規程

〔平成16年4月1日
規則第65号〕

改正 平成18. 6. 8 18規則113 平成20. 9.25 20規則99
平成24. 9.28 24規則35 令和2. 5.28 2規則8

(趣旨)

第1条 本学に、大学院等への入学前予備教育として、日本語教育を行うため、日本語研修コースを置き、その実施に関し必要な事項を定める。

(研修資格)

第2条 日本語研修コースの研修生(以下「研修生」という。)となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)の規定に基づき、大学院等への入学に先立ち日本語及び日本事情教育を受ける研究留学生

(2) 前号に掲げる者のほか、教育機構日本語教育センター長が適当と認めた者
(定員)

第3条 日本語研修コースの定員は、30人とする。

(研修期間及び開始時期)

第4条 日本語研修コースの研修期間は、6月とし、その開始時期は、4月又は10月とする。

(研修生の選考)

第5条 研修生の選考は、教育機構教育推進室(以下「推進室」という。)の議を経て、学長が行う。

2 学長は、前項の規定により選考し、かつ、所定の手続きを完了した者に、研修を許可する。

(教育課程)

第6条 日本語研修コースの教育課程及び履修方法は、別に定める。

(研修の中止)

第7条 研修生が研修を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を付し、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、推進室の議を経て、これを許可する。

3 学長は、研修生が疾病その他の理由により、研修を継続することができないと認めたときは、推進室の議を経て、研修を中止させることができる。

(修了証書の授与)

第8条 学長は、日本語研修コースの所定の教育課程を修了した者に対して、修了

証書を授与する。

(諸規則の準用)

第9条 国立大学法人埼玉大学学則その他本学が定める諸規則は、別段の定めのあるものを除くほか、研修生について準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 8 18規則113)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 9. 25 20規則99)

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 28 24規則35)

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (令和2. 5. 28 2規則8)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。